

二二	特別交付税に関する省令の一部を改正する省令	二六	五九
二三	地方団体に対して交付すべき平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び交付額並びに交付時期に関する省令の一部を改正する省令	二六	五九
二四	地方自治法施行規則等の一部を改正する省令	二七	六〇
二五	無線設備規則の一部を改正する省令	三〇	六三
二六	放送法施行規則の一部を改正する省令	三〇	六三
二七	地方自治法施行規則の一部を改正する省令	三〇	六三
二八	放送法施行規則の一部を改正する省令	三〇	六三
二九	総務省組織規則の一部を改正する省令	三一	六三
三〇	総務省定員規則の一部を改正する省令	三一	六三
三一	地方税法施行規則の一部を改正する省令	三一	六三
三二	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令	三一	六三
三三	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令	三一	六三
三四	地方債に関する省令の一部を改正する省令	三一	六三
三五	地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令	三一	六三
三六	特定通信・放送開業事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令	三一	六三

二七	国勢調査施行規則の一部を改正する省令	三一	六六
二八	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令	三一	六六
二九	地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令	三一	六六
三〇	公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令	三一	六六
三一	地方自治法施行規則等の一部を改正する省令	三一	六六
三二	地方自治法施行規則等の一部を改正する省令	三一	六六
三三	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇	六三
三四	総務省、外務省、経済産業省、法務省、在在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令	三〇	六三
三五	令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令	三一	六三
三六	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	三一	六三
三七	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令	三一	六三

一	○総務省、経済産業省を改正する省令	三一	六六
二	○法務省 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	六三	六六
三	供託規則の一部を改正する省令	六三	六六
四	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	六三	六六
五	商業登記規則等の一部を改正する省令	六三	六六
六	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	六三	六六
七	不動産登記規則等の一部を改正する省令	六三	六六
八	法務省組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
九	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一〇	刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一一	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一二	矯正研修所組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一三	矯正管区組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一四	保護観察所組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一五	地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一六	入国者収容所組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一七	地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令	六三	六六
一八	○総務省、経済産業省を改正する省令	六三	六六

一九	刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二〇	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二一	法務省定員規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二二	不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令	三〇	六八
二三	人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令	三〇	六八
二四	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二五	登記事務委任規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二六	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二七	○法務省、厚生労働省 会社計算規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二八	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇	六八
二九	法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令	三〇	六八
三〇	○外務省 旅券法施行規則の一部を改正する省令	三〇	六八
三一	領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令	三〇	六八
三二	国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令	三〇	六八